

豊かな学びの実現に向けたさらなる教職員定数改善と令和4年度政府予算に係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校の学級編制の標準が令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、少人数学級の必要性は、中学校・高等学校においても変わらないことから、小学校だけでなく、中学校・高等学校にも同様の標準の実現を進めていくことが必要である。また、35人学級にとどまらず、さらにきめ細やかな指導を行うためには、今後30人学級の実現が不可欠である。

しかしながら、教職員定数については、従前から取り組まれていたティーム・ティーチングや少人数授業実施のための加配教員の一部が、35人学級のための定数として使われており、実質的に学校現場の教職員の配置は増加したとは言えない状況がある。

一方、昨年から続く新型コロナウイルス感染症が子どもの心へ与えている影響は大きく、「イライラしている様子が増えた」「部活や行事などの活動に意欲がわかない様子が見られる」「『夜に理由もなく泣くようになった』と保護者から相談を受けた」など、現場教職員からの声が届いており、教職員には今まで以上に一人一人の心に寄り添った対応が求められている。加えて消毒作業をはじめとする日々の感染症対策業務は、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を困難なものにしている。

子どもの心のケアや様々な教育課題への対応のためには、さらなる加配教員の充実や、業務のアシスタントであるスクール・サポート・スタッフの全校配置、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置が必要である。

よって、国においては、地方教育行政の実状を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、令和4年度政府予算編成において次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 小学校の35人学級を計画的に進め、中学校・高等学校での35人学級編制の標準を早急に策定すること。また、30人学級の実現に向けた検討を行うこと。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配教員の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフを全校配置すること。

3 子どもたちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

小田原市議会

衆議院議長	参議院議長	} あて
内閣総理大臣	総務大臣	
財務大臣	文部科学大臣	